

議案第 15 号

杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 14 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部を改正する条例

杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例（平成 9 年杉並区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「除く」の次に「。次項において同じ」を加え、「世帯の入所児童」を「2 人以上の児童」に、「前項の規定により定める額（以下「徴収額」という。）が最も低い児童（徴収額が最も低い児童が 2 人以上いる場合は、そのうちの 1 人とする。）以外の」を「1 人（最年長の児童とする。）を除く」に、「徴収額に別表第 2 左欄」を「同項の規定により定める額に別表第 2 の左欄」に、「同表右欄」を「、同表の右欄」に改め、同条第 5 項中「前 3 項」を「第 2 項から前項まで」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「前 2 項」を「第 2 項及び第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 生計を一にする世帯から 3 人以上の児童について保育の実施がされている場合  
その他規則で定める場合においては、当該 3 人以上の児童のうち、2 人（最年長及びその次に年長の児童とし、当該最年長及びその次に年長の児童が 3 人以上いる場合は、区長が別に定める者とする。）を除く児童（保育の実施がされている児童に限る。）について徴収する費用の額は、前 2 項の規定にかかわらず、無料とする。

第 3 条及び第 5 条中「から第 4 項まで」を「、第 3 項及び第 5 項」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定義及び条件	4 歳以上児	3 歳児	3 歳未満児
A 階層	生活保護法（昭和 25 年法律	0 円	0 円	0 円

			第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			
B階層		A階層を除き前年分所得税非課税世帯	前年度分区市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
C階層	第1階層	前年分所得税非課税世帯	前年度分区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	1,300円	1,300円	1,900円
	第2階層		前年度分区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満の世帯	2,000円	2,000円	2,400円
	第3階層		前年度分区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上の世帯	2,600円	2,700円	3,100円
D階層	第1階層	A階層を除き前年分所得税課税世帯	前年分所得税課税額が1,700円未満の世帯	5,600円	5,600円	6,700円
	第2階層		前年分所得税課税額が1,700円以上9,300円未満の世帯	7,200円	7,300円	8,300円
	第3階層		前年分所得税課税額が9,300円以上16,700円未満の世帯	9,200円	9,300円	9,400円
	第4階層		前年分所得税課税額が16,700円以上33,300円未満の世帯	10,800円	10,900円	15,400円
	第5階層		前年分所得税課税額が33,300円以上50,000円未満の世帯	12,600円	12,700円	19,100円
	第6階層		前年分所得税課税額が50,000円以上66,700円未満の世帯	14,200円	14,300円	21,500円
	第7階層		前年分所得税課税額が66,700円以上83,300円未満の世帯	15,700円	15,800円	23,600円

第8階層	前年分所得税課税額が83,300円以上102,500円未満の世帯	16,900円	17,000円	25,500円
第9階層	前年分所得税課税額が102,500円以上135,900円未満の世帯	18,000円	18,200円	27,500円
第10階層	前年分所得税課税額が135,900円以上169,200円未満の世帯	18,100円	19,500円	29,200円
第11階層	前年分所得税課税額が169,200円以上202,500円未満の世帯	18,200円	20,700円	31,000円
第12階層	前年分所得税課税額が202,500円以上235,900円未満の世帯	18,400円	21,600円	32,500円
第13階層	前年分所得税課税額が235,900円以上269,200円未満の世帯	18,600円	22,600円	34,200円
第14階層	前年分所得税課税額が269,200円以上302,500円未満の世帯	18,800円	22,800円	35,700円
第15階層	前年分所得税課税額が302,500円以上335,900円未満の世帯	19,100円	23,100円	37,200円
第16階層	前年分所得税課税額が335,900円以上369,200円未満の世帯	19,400円	23,500円	38,500円
第17階層	前年分所得税課税額が369,200円以上402,500円未満の世帯	19,800円	23,900円	40,000円
第18階層	前年分所得税課税額が402,500円以上569,200円未満の世帯	20,200円	24,400円	43,400円
第19階層	前年分所得税課税額が569,200円以上735,900円未満の世帯	20,700円	25,000円	48,900円

		円未満の世帯			
第20階層		前年分所得税課税額が735,900円以上902,500円未満の世帯	21,200円	25,600円	53,700円
第21階層		前年分所得税課税額が902,500円以上1,200,000円未満の世帯	21,800円	26,300円	57,500円
第22階層		前年分所得税課税額が1,200,000円以上1,600,000円未満の世帯	22,600円	27,100円	61,000円
第23階層		前年分所得税課税額が1,600,000円以上2,000,000円未満の世帯	23,500円	28,000円	64,600円
第24階層		前年分所得税課税額が2,000,000円以上の世帯	24,500円	29,000円	68,500円

備考

- 1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法に規定する所得によって課する市町村民税の額をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は、適用しない。
- 4 この表において「所得税課税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって課する所得税の額をいう。ただし、当該所得税の額を計算する場合には、規則で定める規定は、これを適用せず、又は規則で定めるところにより読み替えて適用する。
- 5 1月から3月までの月分の徴収月額に係るこの表の適用については、「前年分」とあるのは、「前々年分」とする。
- 6 次に掲げる世帯の階層区分については、次に定めるところによる。
  - (1) C階層の第1階層に属し、前年度分固定資産税課税額（地方税法の規定によって課する固定資産税の額をいう。以下同じ。）が4,000円以上の世帯 C階層の第2階層
  - (2) C階層の第2階層に属し、前年度分固定資産税課税額が6,000円以上の世帯 C階層の第3階層
  - (3) C階層の第3階層に属し、前年度分固定資産税課税額が8,000円以上の世帯 D階層の第1階層
  - (4) D階層の第1階層に属し、前年度分固定資産税課税額が10,000円以上の世帯 D階層の第2階層

別表第2中「第21階層」を「第24階層」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の規定は、平成25年10月以後の月分の徴収月額から適用し、同年9月以前の月分の徴収月額については、なお従前の例による。

### （提案理由）

保育料を改定するとともに、多子世帯の利用者負担軽減措置を拡充する等の必要がある。

杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表  
(抄)

新 条 例	旧 条 例
<p>(費用の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生計を一にする世帯(別表第1に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。<u>次項において同じ。</u>)から2人以上の児童について保育の実施がされている場合においては、当該2人以上の児童のうち、<u>1人(最年長の児童とする。)</u>を除く</p> <hr/> <p>_____児童について徴収する費用の額は、前項の規定にかかわらず、<u>同項の規定により定める額に別表第2の左欄に掲げる階層区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 <u>生計を一にする世帯から3人以上の児童について保育の実施がされている場合その他規則で定める場合においては、当該3人以上の児童のうち、2人(最年長及びその次に年長の児童とし、当該最年長及びその次に年長の児</u></p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生計を一にする世帯(別表第1に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く_____。)から2人以上の児童について保育の実施がされている場合においては、当該世帯の<u>入所児童のうち、前項の規定により定める額(以下「徴収額」という。)</u>が最も低い児童(徴収額が最も低い児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。)以外の児童について徴収する費用の額は、前項の規定にかかわらず、<u>徴収額に別表第2左欄_____に掲げる階層区分に応じ同表右欄_____に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u></p>

童が3人以上いる場合は、区長が別に定める者とする。)を除く児童(保育の実施がされている児童に限る。)について徴収する費用の額は、前2項の規定にかかわらず、無料とする。

5 区長は、第2項及び第3項に規定する費用のほか、杉並区立保育所条例(昭和36年杉並区条例第19号)第1条に規定する杉並区立保育所(同条例第3条第1号に規定する指定管理保育所を除く。)において午後6時30分を超えて保育を行ったときは、扶養義務者等から、規則で定める額を徴収する。

6 区長は、第2項から前項までの規定により徴収する費用の額を決定し、又は変更したときは、扶養義務者等に通知しなければならない。

(納付)

第3条 扶養義務者等は、前条第2項、第3項及び第5項の規定により決定された費用を指定された期限までに納付しなければならない。

(費用の減額)

第5条 区長は、第2条第2項、第3項及び第5項の規定により決定された費用につき、特に必要があると認めるときは、その費用の額を減額し、又は免除することができる。

4 区長は、前2項に規定する費用のほか、杉並区立保育所条例(昭和36年杉並区条例第19号)第1条に規定する杉並区立保育所(同条例第3条第1号に規定する指定管理保育所を除く。)において午後6時30分を超えて保育を行ったときは、扶養義務者等から、規則で定める額を徴収する。

5 区長は、前3項の規定により徴収する費用の額を決定し、又は変更したときは、扶養義務者等に通知しなければならない。

(納付)

第3条 扶養義務者等は、前条第2項から第4項までの規定により決定された費用を指定された期限までに納付しなければならない。

(費用の減額)

第5条 区長は、第2条第2項から第4項までの規定により決定された費用につき、特に必要があると認めるときは、その費用の額を減額し、又は免除することができる。

## 徴収月額改定資料

階層	定義及び条件		徴収月額（児童単位）					
			3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前
A	生活保護法による被保護世帯等		0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	前年度分区市町村税非課税		0円	0円	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き前年分所得税非課税世帯	前年度分区市町村税均等割のみ	1,900円	1,900円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
		前年度分区市町村税所得割課税額5,000円未満	2,400円	2,400円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
		前年度分区市町村税所得割課税額5,000円以上	3,100円	3,100円	2,700円	2,700円	2,600円	2,600円
D	A階層を除き前年分所得税課税世帯	前年分所得税課税額1,700円未満	6,700円	6,700円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円
		前年分所得税課税額1,700円以上9,300円未満	8,300円	8,300円	7,300円	7,300円	7,200円	7,200円
		前年分所得税課税額9,300円以上16,700円未満	9,400円	9,400円	9,300円	9,300円	9,200円	9,200円
		前年分所得税課税額16,700円以上33,300円未満	15,400円	15,400円	10,900円	10,900円	10,800円	10,800円
		前年分所得税課税額33,300円以上50,000円未満	19,100円	19,100円	12,700円	12,700円	12,600円	12,600円
		前年分所得税課税額50,000円以上66,700円未満	21,500円	21,500円	14,300円	14,300円	14,200円	14,200円
		前年分所得税課税額66,700円以上83,300円未満	23,600円	23,600円	15,800円	15,800円	15,700円	15,700円
		前年分所得税課税額83,300円以上102,500円未満	25,500円	25,500円	17,000円	17,000円	16,900円	16,900円
		前年分所得税課税額102,500円以上135,900円未満	27,500円	27,500円	18,200円	18,200円	18,000円	18,000円
		前年分所得税課税額135,900円以上169,200円未満	29,200円	29,200円	19,500円	19,500円	18,100円	
		前年分所得税課税額169,200円以上202,500円未満	31,000円	31,000円	20,700円	20,700円	18,200円	
		前年分所得税課税額202,500円以上235,900円未満	32,500円	32,500円	21,600円	21,600円	18,400円	
		前年分所得税課税額235,900円以上269,200円未満	34,200円	34,200円	22,600円	22,600円	18,600円	
		前年分所得税課税額269,200円以上302,500円未満	35,700円	35,700円	22,800円		18,800円	
		前年分所得税課税額302,500円以上335,900円未満	37,200円	37,200円	23,100円		19,100円	
		前年分所得税課税額335,900円以上369,200円未満	38,500円	38,500円	23,500円		19,400円	
		前年分所得税課税額369,200円以上402,500円未満	40,000円	40,000円	23,900円		19,800円	
		前年分所得税課税額402,500円以上569,200円未満	43,400円	43,400円	24,400円		20,200円	
		前年分所得税課税額569,200円以上735,900円未満	48,900円	48,900円	25,000円		20,700円	
		前年分所得税課税額735,900円以上902,500円未満	53,700円	53,700円	25,600円		21,200円	
		前年分所得税課税額902,500円以上1,200,000円未満	57,500円	57,500円	26,300円		21,800円	
		前年分所得税課税額1,200,000円以上1,600,000円未満	61,000円		27,100円		22,600円	
		前年分所得税課税額1,600,000円以上2,000,000円未満	64,600円		28,000円		23,500円	
		前年分所得税課税額2,000,000円以上	68,500円		29,000円		24,500円	